

2014年度自己点検・評価報告書
(2013年4月1日～2014年5月31日)

明治大学専門職大学院
ガバナンス研究科ガバナンス専攻

〈序章〉

明治大学公共政策専門職大学院ガバナンス研究科は、共政策学の研究と教育を通して、地域住民と自治体による政策創造を支援するとともに、高度な専門知識と国際的な視野を備えた職業人を育成することを目的として2004年4月に開学した。以降、本研究科では、地域社会のガバナンスを担う政府、自治体、NPO・NGO、企業等の多様な個人が集まり、社会運営の新しい枠組みの創造に向けて教育・研究がおこなわれてきた。また、国際的な地域連携の視点から英語コースを設置し、主に新興国や開発途上国からの留学生を受け入れ、日本をはじめとする世界各国の政治・行政改革等の事例分析を踏まえたガバナンスに関わる諸問題の研究をとおして、各国の公共政策分野におけるリーダーの養成を行っている。

このような特色を有する本研究科では、上記目的に沿った教育・研究を行うべく、高度な職業人に求められる教育内容および効果的な教育を可能にする教育方法、教育環境の整備、適切な管理運営に積極的に取り組んできたが、学校教育第109条第3項に規定する認証評価を受けるべく、大学基準協会が実施する2004年度の公共政策系専門職大学院認証評価に申請を行い、「公共政策系専門職大学院基準に適合している」との認定を受けた。本報告書は、この際に提出した点検・評価報告書に毎年度、必要な修正を加えたものである。

今回の自己点検・評価に際しては、研究科内に評価委員会（専任教授3名）を設置し、大学基準協会が定める評価項目ごとに、現状およびその評価・課題の抽出を行い、課題が認められる場合は将来の取組みについて具体的な改善策を策定している。自己点検・評価結果は、将来の研究科の教育・研究内容・方法の改善に資するものでなければならず、客観的な根拠データとともに提示する必要がある。評価委員会ではこうした自己点検・評価の目的を研究科内の専任教員及び職員と共有しつつ、各教職員の自己点検結果を踏まえ、将来に向けての建設的な意見・改善策を取りまとめることに全力を注いできた。

具体的な点検項目としては、大学基準協会が定める評価項目に従い、①研究科の目的とその周知方法の妥当性、②教育の内容・方法・成果の適切性、③教員組織の適切性、④入学者選抜方法の適切性、⑤教育研究環境および学生生活支援体制の適切性、⑥管理運営方法の適切性、ならびに⑦説明責任の妥当性について検討した。詳細については、本報告書に後述する。

本研究科としては、これらの点検・評価結果を踏まえ、より効果的な教育・研究体制を整えることにより、現代の社会的ニーズである公共政策のプロフェッショナルとして国内外において活躍できる高度専門職業人の養成に邁進する所存である。

〈本章〉

1 目的

[現状の説明]

目的の適切性

1-1 公共政策系専門職大学院の目的が明文化されているか。(「大学院」第1条の2)

本研究科の目的は、明治大学専門職大学院学則別表3にあるように、公共政策学の研究と教育を通して、地域住民と自治体による政策創造を支援するとともに、地域の政治・行政、国際協力等に携わる首長、議員・公務員、NPO・NGO職員、会社員ならびにこれら公共政策分野に関心をもつ公務員志望の学卒者等を対象に、高度な専門知識と国際的な視野を備えた職業人を育成することとしている。

なお、これらの目的に照らし合わせ、当研究科では日本語科目のほかに英語科目を開講し（英語コース）、主に新興国・開発途上国からの政府派遣留学生、国費留学生、政府開発援助長期研修員等を中心に海外からの学生を受け入れ、日本人学生との交流を図りつつ、国際的な地域協力を踏まえたリーダーの養成を行っている。

【根拠・参照資料】

1-24-1 明治大学専門職大学院学則別表3

1-24-2 : 4頁 ガバナンス研究科便覧

1-24-3 : 2頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-4 : 2頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック

1-24-5 : 2頁 ガバナンス研究科シラバス

1-24-6 : 2頁 ガバナンス研究科入学試験要項（2014年度4月入学者用）

- 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」

<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/outline/purpose.html>

1-2 目的が、専門職学位制度の目的と整合したものであるか。(「専門職」第2条)

上述（1-1）のとおり、本研究科は政治・経済・社会の高度化が進む中で、増大する諸課題と政策創造の専門化に対応できる深い知識と広い視野、それに鋭い洞察力と高度の分析・判断力を持つ職業人の養成を目的としており、専門職大学院設置基準第2条に示された目的に合致している。

また、目的に則したカリキュラム運営がなされているかを、毎年、研究科執行部（研究科長、専攻主任、専門職大学院委員の3名で構成）および教授会で検証し、学生の要望、社会的な情勢、各教員からの情報などを鑑みて、授業計画を行っている。

【根拠・参照資料】

1-24-2 : 4頁 ガバナンス研究科便覧

1-24-3 : 2 頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-4 : 2 頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック

- 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」
<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/outline/purpose.html>

目的の周知

1-3 目的が、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に公表されているか。（「大学院」第1条の2）

本研究科の目的は、学外向けには、ホームページ、ガイドブック、入学試験要項等に掲載している。これらの資料は、毎年秋に実施するガバナンス研究科シンポジウムなどのイベントで配布していることに加え、同日に進学希望者向けの研究科説明会を実施することで周知を図っている。また、ガイドブックを東京都内及び近郊の市区町村の人事担当者並びに議会事務局あてに郵送しており、広く広報活動を実施している。さらには、本研究科は英語コースを設置しているため、英語版研究科ガイドブックを作成しており、これを政府派遣留学生、国費留学生等の入学受入れに向けて本研究科の理念・目的の説明をする際に活用している。

学内向けには便覧及びシラバスに目的を記載している。また、在学生には入学ガイダンスにおいて、ガイドブックやシラバスを用いて、研究科長および専攻主任が説明することで、周知の徹底を図っている。

【根拠・参照資料】

1-24-2 : 4 頁 ガバナンス研究科便覧

1-24-3 : 2 頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-4 : 2 頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック

1-24-5 : 2 頁 ガバナンス研究科シラバス

1-24-6 : 2 頁 ガバナンス研究科入学試験要項（2014年度4月入学者用）

- 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」
<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/outline/purpose.html>

1-24-7 入学式・オリエンテーションについて（ご案内）

1-24-8 ガバナンス研究科ガイダンス実施要領

1-24-9 2013年度シンポジウムチラシ

特色ある取組み

1-4 目的に関して、特色として強調すべき点はあるか。

本研究科は、公共政策分野における高度な知識と広い視野を備えた職業人（プロフェッショナルとして地域の政治・行政、国際協力等に携わる議員・首長、公務員、NPO・NGO職員、会社員、建築士・行政書士・税理士等々の士業人、保健師等の師業人）を中心に、それぞれの立場で協力

し合い、新しい社会的枠組みを創造し、協治・協働のガバナンス時代における担い手を育成することを特色としている。

また本研究科では、グローバル化が進む現代において国際的な視点で公共政策・地域開発を捉え、日本をはじめとする世界各国の政治・行政改革等の事例分析を踏まえ、地球規模の諸問題（貧困、環境問題、危機管理等）の解決に資するガバナンスのあり様を研究し、国際色豊かな職業人を育成することも特色としている。その一環として、英語コースを設置し、主に新興国・開発途上国の現職公務員等である留学生を受け入れ、すべての授業を英語により開講している。

なお、2014年5月1日時点の英語コース在籍者数は総学生数128人のうち44人である。

【根拠・参照資料】

1-24-3 : 2, 5 頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-4 : 2 頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック

1-24-10 クラス別人数表（2014年5月1日付）

【点検・評価(長所と問題点)】

本研究科では、多種・多様な人材が集い、情報・意見を交換することで、変動する政治・経済・社会に対応しうる高度な専門的知識と国際的視野を備えた職業人の育成を目的としている。

カリキュラムもその目的に則して、社会が抱える課題の解決策を創造できるよう、理論と実践を深く学べるものに編成されていることから、本研究科の目的は適切であると考えられる。

なお、「目的の周知」については、研究科ホームページやガイドブック、入学ガイダンスに加え、1-3で述べたように多様な手段で周知されているところである。

【将来への取組み・まとめ】

本研究科の目的の適切性、その周知方法については特に問題は認められなかった。今後は、ウェブやガイドブックだけでなく、進学希望者向けの研究科説明会や公開行事を行い、公共政策系大学院の意義ならびに本研究科の目的を広く社会に知らせ、現代の社会的ニーズに応える研究科の存在をアピールしていきたい。

2 教育の内容・方法・成果

2-1 教育課程等

[現状の説明]

課程の修了等

2-1 課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数が、法令上の規定や当該公共政策系専門職大学院の目的に則して適切に設定されているか。また、それらが、学生の履修負担を過重とさせないように配慮して設定されているか。（「専門職」第2条、第3条、第15条）

課程の修了認定に必要な在学期間は原則として2年以上在学し、修得単位数40単位以上とする（2-3で後述する短期修了制度は除く）。英語コースも同様である。

このうち、1年間に修得できる単位数の上限は36単位とするとともに、2年目は課題設定演習（2単位）及びレポート作成演習（2単位）に加え、リサーチペーパー（原則として2万字以上（図、表、参考文献等は含まない））の提出が義務づけられ、リサーチペーパーとしての内容の水準を満たしたものについて課程の修了認定がなされる。ただし、英語コースについては新興国及び開発途上国からの留学生が多いため、よりきめ細かな指導が初年度より必要という判断から、1年目より半期ずつ開講の Research Method 1（2単位）及び Research Method 2（2単位）を、2年目に Research Paper 1（2単位）及び Research Paper 2（2単位）の履修が義務づけられる。

これらは専門職大学院学則別表1に定められている。

なお、院生の履修については、現在のところ負担過重の指摘はなく、40単位以上修得している。

【根拠・参照資料】

2(1)-24-1 明治大学専門職大学院学則別表1（必要単位数・履修方法・研究指導）

1-24-2：16頁 ガバナンス研究科便覧

1-24-3：8頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-4：10頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック

1-24-5：10頁 ガバナンス研究科シラバス

2(1)-24-2：2頁 ガバナンス研究科英語シラバス

2-2 課程の修了認定の基準及び方法が当該公共政策系専門職大学院の目的に応じて策定され、学生に周知・共有されているか。（「専門職」第10条）

本研究科の目的である「高度な知識と広い視野を備えた職業人」の育成のためには、専門的な知識のみならず、実践に向けての応用能力を身につけなければならない。このような理論と実践の融合を目指しているため、修了認定単位数は通常の大学院よりも多い40単位以上に設定している。また、修了要件であるリサーチペーパーは、公共政策分野の現場における緻密な分析を踏まえた実践的方策や政策提言等の質が審査される。

修了認定の基準は、ガイドブックや便覧、シラバスに記載されており、入学ガイダンスで学生に

周知・共有されている。

【根拠・参照資料】

- 1-24-2 : 16 頁 ガバナンス研究科便覧
- 1-24-3 : 8 頁 ガバナンス研究科ガイドブック
- 1-24-4 : 10 頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック
- 1-24-5 : 10 頁 ガバナンス研究科シラバス
- 2(1)-24-2 : 2 頁 ガバナンス研究科英語シラバス

2-3 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿ってなされているか。また、その場合、公共政策系専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。（「専門職」第 16 条）

専門職大学院学則第 5 条に規定した短期修了制度は次のとおり（一部簡略）。研究科教授会の議を経て、認定単位があればその単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があると認められるときは、当該研究科教授会の議を経て、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間又は 2 年を超える期間とすることができる。

具体的に当研究科が実施しているものは、官公庁・議会・企業・団体派遣者を対象としており、職務上などの理由により、当研究科教授会が認めた場合、例外的に短期（1 年）修了予定者として入学を受け入れている。

当制度希望者には、入学試験出願時に通常の出願書類の加え、所属組織からの派遣承諾書やリサーチペーパー執筆計画書等の提出を求めている。また、面接試験を一般の出願者とは異なる体制で行っており、当研究科カリキュラムを 1 年で修了できる基礎力が備わっているかを審査している。なお、修了要件は通常の学生と変わらないが、年間履修上限単位を 36 単位から 44 単位に設定することやリサーチペーパーの合格基準を引き上げることを定めており、1 年間で他の学生と同等かそれ以上の学習効果を得られるものと考えている。

【根拠・参照資料】

- 2(1)-24-2 明治大学専門職大学院学則
- 1-24-6 : 7 頁 ガバナンス研究科入学試験要項（2014 年度 4 月入学者用）
- 2(1)-24-3 ガバナンス研究科 日本人短期修了コース入学者に関する内規
- 2(1)-24-4 2013 年度秋季入学試験実施体制（短期修了希望者出願時体制）

教育課程の編成

2-4 専門職学位課程制度の目的並びに当該公共政策系専門職大学院固有の目的を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか。（「専門職」第6条）

本研究科では、「公共政策」に関する課題発掘・立案・決定・実施・評価に至る一連の政策形成過程に基づき、公共政策学を構成する「政治学・行政学」、「経済学・財政学」、「法律学」の3分野を擁するとともに、総論から各論へ、基礎から応用ないし技術・技法の修得にいたる公共政策系専門職大学院固有の目的を達成するためにふさわしい授業科目を設置している。また、前述したようにグローバルな視点からガバナンスの諸問題を検討し、国際的知見を踏まえた公共政策分野の高度な人材を育成するために、海外事例研究科目の設置や特別講義を実施していることに加え、英語科目を開設している。

2014年度は全部で190を越える科目を設置している。そのうち、論文指導の科目を除き、日本語での授業を99科目、英語での授業を73科目開講している。

なお、2013年度より日本人学生と英語コースに在籍する留学生が合同で授業を実施する政策研究IX「Current Development in Public Policy and Management」を開講した。同時通訳を入れた講義やディスカッションを通じて、双方の積極的な情報交流が行われており、グローバルな視点から公共政策と公共経営における現代的課題や知見を深めることができている。

全ての科目が下記に示す8つの群（基幹科目4群、応用科目4群）のいずれかに属し、学生の目的に合わせた体系的な学習を導きやすいカリキュラムとして運用されている。各群の内容は以下の通りである。

【基幹科目】

- ① 政策科学科目群（A群）[一部英語でも開講]：ガバナンスを視野に入れた公共政策に必要な政策科学についての基本的な知識から専門的な理論研究を行うもので、政策の様々な領域において、これらの学問的位置づけと諸理論を研究するもの。
- ② 国際政策科目群（B群）[一部英語でも開講]：公共政策をめぐる諸分野についての国際機構や動態について、ガバナンス論を視野に入れて研究し、それらの国際比較を通じて理解を深めようとするもの。国際的な舞台で活躍するのに十分な知識と理解を獲得することを目指すと共に、国際感覚に優れた社会人を養成することを目的とする。
- ③ 公共経営科目群（C群）[一部英語でも開講]：具体的な公共政策の場における実践と理論を研究し、ガバナンス論を視野に入れた公共経営のあり方を考えるもの。また、行政改革や地方分権のもとにあり、変化しつつある国・地方における行財政運営の現状や制度について理解を深めることを目的とする。
- ④ 法律技術科目群（D群）：行財政運営の根拠となる法律についての知識を修得し、ガバナンスの観点から望まれる法律技術のあり方と運営について考えるもので、憲法・行政法についての専門的知識を習得すると共に、政策法務や自治立法についての技術について研究するもの。

【応用科目】

- ⑤ 開発政策・経済科目群（E群）[英語科目]：国際開発政策・国際経済に関する知識を習得し、グローバル・イシューである貧困問題の諸課題を、政治・行政と経済・財政の側面から分析・研究を行うもの。
- ⑥ 環境・コミュニティ政策科目群（F群）[英語科目]：環境・コミュニティ政策に関する知識を習得し、持続的開発、社会開発、危機管理といった現代における地球的課題を、政治・行政と経済・財政、法律の側面から分析・研究を行うもの。
- ⑦ 政策分野研究（G群）[一部英語でも開講]：公共政策の具体的な事例について、政策分野ごとにテーマを設定し、ガバナンスの諸相を研究するもの。
- ⑧ 特別・特殊研究（H群）[一部英語でも開講]：レポート作成やプレゼンテーションなど、ガバナンスを視野に入れた公共政策を実施するための研究方法や技術を習得するもの。

【根拠・参照資料】

2(1)-24-1 明治大学専門職大学院学則別表 1

1-24-2：5～9 頁 ガバナンス研究科便覧

1-24-3：4, 10～13 頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-5：3, 14～16, 205 頁 ガバナンス研究科シラバス

2(1)-24-2：3～6 頁 ガバナンス研究科英語シラバス

－ 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「カリキュラムの特色」

<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/curriculum/curriculum.html>

2－5 政策系公共専門職に必要な能力を養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、適切に実施されているか。

政治・行政、経済・財政、法律の3分野を基幹科目群A～F群に配置するとともに、それらの現状を把握、理解するための応用科目群に政策分野研究科目（G群）を豊富に配置し、ガバナンスをめぐる諸相を理解することができるようにしている。さらに、政策の対外発表能力涵養、公共政策分野における基本的なスキルアップのための演習科目をH群（特別・特殊研究）として配置している。このような科目編成に加え、授業において「ケース・スタディ（CASE STUDY）」を重視し、「議論・討議（DISCUSSION）」を重ね、「フィールド・ワーク（FIELD WORK）」等の現場体験的な要素を取り入れ、それらの成果を「体系化（SYNTHESIS）」してゆく、「C・D・F・S」を重視した授業展開により、高度職業人としての広い視野と個別具体的な実践を結合させる人材育成を目指している。

さらに、入学後の第3学期に「課題設定演習」を、第4学期に「レポート作成演習」の履修を必須としている。「課題設定演習」では、資料の読み方や資料の使い方などを学び、「レポート作成演習」では、データを収集・調査し、客観的なレポートを作成する技術を修得することを目的としている。両科目は入学後の第2学期に学生が選択した指導教員が担当する科目を履修し、同時

に修了に必要なリサーチペーパーの作成の指導も受ける。また適宜、指導教員が学生の目的に合わせて科目を推奨し履修させることで、政策系公共専門職に必要な能力を養成する一端を担っている。

なお、これまで「課題設定演習」は春学期に、「レポート作成演習」は秋学期にしか開講されていなかったため、秋季入学の学生は第1学期を終了した段階でリサーチペーパーの指導が開始されていた。ところが、論文作成のための知識不足や指導教員の選択の期間が短すぎるとの意見が教授会で挙がり、議論の結果、2014年度より秋季入学者向けに「課題設定演習」を秋学期、「レポート作成演習」を春学期にも開講することとした。

【根拠・参照資料】

1-24-2 : 5~9, 16 頁 ガバナンス研究科便覧

1-24-3 : 4, 8 頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-4 : 3, 6 頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック

1-24-5 : 3, 10 頁 ガバナンス研究科シラバス

2(1)-24-2 : 2 頁 ガバナンス研究科英語シラバス

2(1)-24-5 指導教員決定とリサーチペーパーについて (春季用・秋季用)

- 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「カリキュラムの特色」

<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/curriculum/curriculum.html>

2-6 公共政策系専門職大学院の目的に応じて、それぞれの分野の教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか。

(1) 教育課程が政策過程全般に係る高い専門能力、高い倫理観及び国際的視野を持つ政策プロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されているか。

(2) 法学、政治学、経済学の3つの分野を基本に、幅広い科目を適切に学べる教育課程の編成に配慮しているか。

(3) 基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目がそれぞれ開設され、かつ、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されているか。

(1) 「A群・C群・D群」の科目を履修することで、政治学、経済学、法学の3つの分野での基礎から応用までを身につけることができ、政策過程全般に係る高い専門能力の育成や高い倫理観を養成している。国際的な視野を持つ政策プロフェッショナルの人材養成には、A、C、D群に加え、国際政策科目群 (B群)、国際開発政策・経済科目群 (E群 [英語])、環境・コミュニティ政策科目群 (F群 [英語]) のほか、さらに幅広い科目として政策分野研究 [G群]、特別・特殊研究 [H] を配置し、教育課程として適切に編成されている。

(2) 科目群とは異なる視点に基づき、政治学、経済学、法学の3つの分野を基本とした適切な教育効果となるよう履修モデルをプログラムとして提示している。プログラムには①議員・市町村長を対象に、議員の政策立案能力と新しい自治体議会の役割を学ぶ「都市政治プログラム」、②現

職公務員ならびにこれから公務員を目指す人が効率的で効果的な公共セクターの運営について学ぶ「自治体マネジメントプログラム」、③企業・NPO・NGO 職員、市民による新たな市民社会の創出を民の立場から担うことができる人材をめざす「社会・生活創生プログラム」、④保健福祉、教育、経理会系、土木建築等の専門分野を持つ人がその技能を地域社会の課題解決に生かすこと念頭においた「コミュニティ共創プログラム」の4つがあり、公共政策分野における人材育成像を明示することで課題設定・研究に取組みやすいものとしている。

また、外国人留学生向けに英語科目を中心とした、①Public Policy Program（公共政策プログラム）、②International Development Policy Program（国際開発政策プログラム）、③Community Planning and Management Program（コミュニティ・マネジメント・プログラム）」の3つのプログラムを「英語コース」として設定し、各人の研究テーマに即した履修計画を立てやすいように科目を提示している。まず「公共政策プログラム」では、公共政策に関する課題発掘・立案・実施・評価にいたる一連の過程に基づく科目編成がおこなわれており、「国際開発政策プログラム」では国際経済・環境に関する学問領域から構成され、グローバル・イシューである持続的開発や貧困問題を社会システムの諸側面から捉えられるように科目が編成されている。さらに、「コミュニティ・マネジメント・プログラム」では、より地域に密着したローカルな視点でグローバル・イシューを捉え、特に、近年増大しつつある災害、テロといった危機管理とコミュニティの役割に焦点を当てた科目が提供される。

（3）政策系公共専門職に必要な応用テーマおよび基礎能力を養成する教育内容として、政策科目・国際政策科目・公共経営科目・法律技術科目群（A～D群）を踏まえ、さらに実務能力を涵養・向上させるものとして、前掲・政策分野研究（G群。社会保障・教育政策〔政策研究Ⅰ〕、都市システム〔政策研究Ⅱ〕、市民参加・情報政策〔政策研究Ⅲ〕、国際政策と国際化〔政策研究Ⅳ〕、議会政策〔政策研究Ⅴ〕、財政政策〔政策研究Ⅵ〕、地域経済政策〔政策研究Ⅶ〕、危機管理政策〔政策研究Ⅷ〕、政策法務・自治体経営〔政策研究Ⅸ〕、環境・社会システム〔政策研究Ⅹ〕）を設置している。そして、技術・技法能力を向上させるものとして、特別・特殊研究（H群。課題設定演習・レポート作成演習、プレゼンテーション演習、社会調査法、海外事例研究、立法演習、情報処理）がある。これらは、専任教員の他、その分野の実務家・専門家として、特任講師、客員教授、特別招聘教授、兼担講師・兼任講師を擁している。

また、英語コースも同様に上記政策分野研究にあたる授業を行っている。

【根拠・参照資料】

1-24-2：5～9頁 ガバナンス研究科便覧

1-24-3：5，6～7，10～13，15頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-4：6～7頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック

1-24-5：14～16頁 ガバナンス研究科シラバス

2(1)-24-2：3～6頁 ガバナンス研究科英語シラバス

－ 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「カリキュラムの特色・履修モデル」

<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/curriculum/curriculum.html>

<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/curriculum/model.html>

系統的・段階的履修

2-7 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期間に履修登録できる単位数の上限が設定されているか。（「専門職」第12条）

本研究科では、修了要件を原則として2年以上在学（上述の2-3 短期修了制度を除く）し、修得単位数40単位以上としているが、このうち、1年間に修得できる単位数の上限を36単位としている。春学期・秋学期の1学期間の履修上限単位は設けていない。また、再履修科目も履修上限に含まれる。1科目は2単位であり、授業は1コマ1時間30分としている。

なお、本学は、日本語科目は原則的に平日の夜間に、英語科目は昼に開講しているが、土曜日は終日開講されている。その他、日曜・祝日・大型連休を活用した集中授業を行っている（集中授業の2014年度の実績は、全授業の約20%である）。

【根拠・参照資料】

2(1)-24-1 明治大学専門職大学院学則別表1（必要単位数・履修方法・研究指導）

1-24-2：16頁 ガバナンス研究科便覧

1-24-3：8頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-4：10頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック

1-24-5：10頁 ガバナンス研究科シラバス

2(1)-24-2：2頁 ガバナンス研究科英語シラバス

－ 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「研究科概要」

<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/outline/summary.html>

特色ある取組み

2-8 教育課程の編成等に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

本研究科では、公共政策学を構成する「政治学・行政学」、「経済学・財政学」、「法律学」の三分野を基幹科目として構成し、それら理論的基盤の上に立ち、学生の応用能力を高めるための政策分野研究、特別・特殊研究等の応用科目を充実させてきた。2-6で述べたような履修モデルは、本研究科の目的に沿って、求められる多種・多様な人材像を明確に示すものであり、異なったアクターが高度なスキルを身につけ、ともに社会運営を行い、社会的課題の解決に立ち向かう「ガバナンスの時代」の意義を特徴づけるものである。

他方、英語コースでは、2010年度の文部科学省のグローバル30事業の採択を機に、新たに外国人特任教員を採用するとともに、カリキュラムを拡充し、前掲2-6（2）のように「公共政策プログラム（Public Policy Program）」、「国際開発政策プログラム（International Development Policy Program）」、「コミュニティ・マネジメント・プログラム（Community Planning and Management Program）」の3つのプログラムを設置した。これらの英語科目は日本人学生も履修することがで

き、本研究科の目的に掲げられている高度な専門知識と国際的な視野を備えた職業人を育成すること」に合致する特色ある取組である。

その他、英語で行う「政策研究科目 (Policy Studies)」では、日本の行政の現地視察を盛り込んでおり、比較研究の対象として日本の現状・課題を学ぶという意味で留学生に高く評価されている。

また、2013年度より日本人学生と英語コースに在籍する留学生が合同で授業を実施する政策研究IX「Current Development in Public Policy and Management」を開講した。同時通訳を入れた講義やディスカッションを通じて、双方の積極的な情報交流が行われており、グローバルな視点から公共政策と公共経営における現代的課題や知見を深めることができている。

これらのカリキュラムと教育方法により、理論的枠組みを用いつつ現状分析を行い、かつ政策提言に結び付くような実践的な視点を幅広く習得することができる。

【根拠・参照資料】

1-24-2 : 5～9 頁 ガバナンス研究科便覧

1-24-3 : 15 頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-4 : 7～9 頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック

1-24-5 : 3, 205 頁 ガバナンス研究科シラバス

2(1)-24-2 : 116～117 頁 ガバナンス研究科英語シラバス

- 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「カリキュラムポリシー」

http://www.meiji.ac.jp/mugs2/outline/professional_cp.html

【点検・評価(長所と問題点)】

日本語コースについては、学生に対しては4つの履修モデルを提示しており、多種・多様なバックグラウンドを持つ学生のニーズに対応し、教育効果を最大限に生み出すような工夫をしてきた。英語コースに関しては、①公共政策プログラム、②国際開発政策プログラム、③コミュニティ・マネジメント・プログラムの3つを擁し、開発途上国の公共政策、ガバナンス改善に資するための理論ならびに実践について、政治、行政、経済、環境、地域開発、危機管理等の観点から総合的に研究ができるようになっている。

また、2-4でも述べたように、当研究科では両コースともに多くの選択科目を提供しているところであるが、一部の学生から、時限によっては科目が集中しすぎて希望する科目を履修できないという声もある。

なお、先に述べたように本研究科では日本人学生と外国人留学生が在籍しており、授業も日本語と英語で分け、日本語での授業は主に夜間に、英語での授業は昼間に開講をしている。このため内容的には類似した科目であっても、言語として日本語と英語を分け、別科目として開講しているため、担当している専任教員の担当コマ数が増大し、負担が増えていることが課題となっている。

[将来への取組み・まとめ]

日本語・英語ともに、一定の履修モデルやプログラムごとの科目編成を示しているところであるが、社会情勢にあわせて随時その点検を行うとともに、科目集中についても、毎年度の時間割検討の際に執行部および教授会で調整していきたい。また、日本語と英語科目を担当している専任教員の負担を軽減するために、外国人の特任教員の増員を進め、2011年度より3名となった。

2-(2) 教育方法等

[現状の説明]

授業の方法等

2-9 実践教育を充実させるため、事例研究、現地調査又は双方向、多方向に行われる討論若しくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。(「専門職」第8条第1項)

問題発見・解決方法を重んずる実務的観点から、院生による①グループ・ディスカッションやプレゼンテーション(例えば、シラバス記載の都市政策研究、公共経営研究、こどもと福祉、大都市圏政策の国際比較、地域おこし、地域開発論、企業市民とグローバリゼーション、社会起業活動)、②フィールド・ワーク(例えば、政策創造研究、都市計画とまちづくり、災害と危機管理)、③ケース・スタディ(例えば、NGO・NPO研究、自治体産業政策研究、社会的企業論、自治体政策法務研究、自治体条例研究、NPOと行政の協働、議会運営の手法と政策経営、危機管理とデモクラシー、行政組織と人事管理、自治体政策訟務、環境政策とコミュニティ、海外事例研究)、④ワークショップ方式(例えば、政策評価研究、自治体財政研究、コミュニティと住民合意形成、地域共創と社会づくり、立法演習)、⑤そのほか、随時、ゲスト・スピーカーを招いて、講義・意見交換を採用している(例えば、国際比較行政研究、公務員研究、自治体の国際化と国際交流・協力)。

また、講義・演習科目とは別に、受講生及び修了生も含めて、例年、テーマ設定をし、教員引率の下で外国の実地調査を行っている。

なお、本研究科には自治体職員や議員が多く在籍しているため、人口属性をはじめとする地域の諸特性を集合したデータベースを用いて、各地域の課題発見や政策立案に役立てることができる科目を設置することを検討している。

英語コースでは、授業は双方向の対話型講義が中心であり、加えて、テーマごとに留学生出身各国のガバナンスに関する現状・課題についての事例発表の機会が多く盛り込まれ、学生同士の学びも活発に行われている。また、政策研究科目(Policy Studies)においては、行政の現場における実施視察を積極的に取り入れており留学生からの評判も高い。具体的には、Civil Service Systems in Japan and abroad、Introducing Spatial Planning in Tokyo、New Methods of Community Engagement等の授業において教員引率の下、実地調査を行っている。

【根拠・参照資料】

- 1-24-5 : 19～252 頁 ガバナンス研究科シラバス
- 2(1)-24-2 : 7～195 頁 ガバナンス研究科英語シラバス
- 1-24-3 : 32 頁 ガバナンス研究科ガイドブック
- 1-24-4 : 4～5 頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック
- 2(2)-24-1 ガバナンス研究科ゲスト講師招聘運用内規
- 2(2)-24-2 ガバナンス研究科時間割

2-10 多様なメディアを利用して遠隔授業を行っている場合は、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野であって、当該効果が認められる授業を対象として実施しているものであるか。（「専門職」第8条第2項）

2004 年来、遠隔授業（リモート・ラーニング）を導入している。リモート・ラーニングは授業をビデオ収録し、履修者に限定し、インターネットで配信することで授業実施から2週間に限り視聴できるシステムである。これは本研究科の学生の大半が社会人であるため、業務の都合により、出席できない授業を補完するための対応措置として導入している。学生は視聴した内容についてテーマの概要・論点を作成し、次回の講義日に教員に申告することで、その内容が的確なものであるときは、3回を目安に出席扱いとしており、単位認定の根拠とされる。

また、リモート・ラーニングについては、欠席時に限定されることなく、予習・復習のためにも活用されている。なお、当初は、専任教員の講義について配備されていたが、今日では講義科目のほぼ全科目に適用されており、2014年度は74科目が対象予定とされている。

【根拠・参照資料】

- 1-24-3 : 9 頁 ガバナンス研究科ガイドブック
- 1-24-2 : 21 頁 ガバナンス研究科便覧
- 2(2)-24-3 リモート・ラーニングについて
- 2(2)-24-2 ガバナンス研究科時間割

2-11 通信教育によって授業を行っている場合は、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野であって、当該効果が認められる授業を対象として実施しているものであるか。（「専門職」第9条）

本研究科では、通信教育による授業は実施していない。

【根拠・参照資料】

なし。

2-12 授業の内容、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、授業のクラスサイズが、教育効果を十分に上げるために支障のないものとなっているか。(「専門職」第7条)

本研究科は収容定員が100名と小規模であるのに対し、科目数は100を越えるため、科目ごとの履修者は分散し、ほとんどの授業で履修者が20名を越えることはなく、少人数授業を実現している。2013年度の平均履修者数は8名であった。これにより、双方向での授業を行いやすい環境が整っていると考える。また、授業は講義形式と演習形式により実施しており、教育上適切である。なお、授業で主に使用している小教室は収容定員26～30名の口の字型のテーブル配置となっており、パソコン及び液晶モニターなどの情報機器設備も整っているため、教育効果を十分に上げるために支障はない。

【根拠・参照資料】

2(2)-24-4 授業状況調査表

2(2)-24-5 : 67頁 明治大学教員ハンドブック

授業計画、シラバス

2-13 教育課程の編成の趣旨に沿って、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件及び一年間の授業日程等が明示されたシラバスが作成されているか。(「専門職」第10条第1項)

教育課程の編成に沿って、毎回の授業の具体的な内容・方法を詳細に示すシラバスが毎年作られている。そこには「授業の概要・目的」、「授業内容」、「履修の注意点」、「教科書」、「参考書」、「成績評価の方法」、および「その他」という記述欄が設けられ、授業方針が詳細に記入されるようになっている。まず、①1年間の授業(春学期・秋学期)日程等を明示している。つぎに、②「授業の概要・目的」が掲げられ、科目名に沿った講義内容を丁寧に説明し、受講生が関心をもつよう努めるものとしている。③「授業内容」については、二つのパターンがある。一つは、講義内容を1～15の主要項目に分けて、さらにその具体的論点を明らかにするものと、もう一つは、大項目(I～III・IV)と中項目(テーマ)、小項目に編成するものがある。履修科目の選択に際しては、「履修の注意点」において、諸種のメッセージ(留意点等)が記載されている。④使用教材は、教科書・参考書をあげられるが、参考文献としてあることを留意するにとどめることも可能であり、その都度レジュメが配布されることもある。

なお、2014年度より文部科学省大学設置基準第21条第1項に基づき、各科目ともに原則15回の授業が実施されるよう授業日程およびシラバスを見直した。(今年度は移行期間のため、兼任講師が担当する科目については、本務の都合上、13回となっている科目がある。)

【根拠・参照資料】

1-24-5 : ガバナンス研究科シラバス

2(1)-24-2 : ガバナンス研究科英語シラバス

単位認定・成績評価

2-14 目的に応じた成績評価、修了認定の基準及び方法が策定され、それらが学生に対して、シラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。(「専門職」第10条第2項)

シラバス内で科目ごとに「成績評価の方法」欄を設けており、その中で「授業への出席状況」「討議への参加状況」「レポート等の報告」などの項目毎に成績評価の割合を明示している。

成績評価基準は、S(100~90)、A(89~80)、B(79~70)、C(69~60)、F(0~59)の6段階方式をとっており、入学時に配布するガバナンス研究科便覧にも明示している。また、C以上が単位修得の条件となり、Fは不合格点とする。合わせて導入しているGPA評価については、S=4、A=3、B=2、C=1、F=0の各得点を換算することで学生ごとにGPA得点を算出し、厳正に評価している。なお、10名以上の受講生があるときの評点基準は、原則として、S(評点)は2割内とする。2011年度から2013年度の該当する科目については、70%以上の科目がSを受講生の2割以内または基準値プラス2名以内で付与している。ただし、フィールドスタディ、ワークショップ等の演習形態をとる授業は、演習課程における意見交換や受講者相互の学び合いの比率が大きいことから、必ずしもこの原則に縛られるものではない。なお、英語コースの基準も同様である。

これらの成績評価基準は学生に対して、入学ガイダンスなどで周知されている。

【根拠・参照資料】

1-24-2 : 20 頁 ガバナンス研究科便覧

2-15 明示された基準及び方法に基づき、成績評価、単位認定が、公正・厳格に行われているか。(「専門職」第10条第2項)

新任及び希望する教員に対して配布している「教員ハンドブック(毎年度発行)」内で成績評価基準を明示するとともに、科目担当教員には成績評価を記入する採点表に、成績評価基準(前掲2-14参照)を明記した文書をあわせて綴じることで、あらためて教員に周知を行っている。また、単位認定が基準どおり執行されているかどうかを研究科長が確認し、基準から逸する場合は担当教員に話しを聞き、必要があれば成績評価の是正を促している。また、学生が履修した科目の成績照会を希望する場合は所定の用紙により申請することができる。

【根拠・参照資料】

2(1)-24-2 明治大学専門職大学院学則

2(2)-24-5 : 41 頁 教員ハンドブック

1-24-2 : 20 頁 ガバナンス研究科便覧

2(2)-24-6 2013年度後期ガバナンス研究科採点表表紙

2(2)-24-7 ガバナンス研究科の成績評価基準について

2(2)-24-8 成績照会用紙

他の大学院における授業科目の履修等

2-16 学生が他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位や当該公共政策系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該公共政策系専門職大学院で修得した単位として認定している場合、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、当該公共政策系専門職大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか。（「専門職」第13条、第14条）

単位の認定にあたっては、単位認定申請者が本研究科所定の用紙に記入して事務室に申請し、本研究科がこの申請を受けて、当該申請者が申請した科目についてシラバス等の内容がわかる資料を取り寄せ、各々の科目について専門的知識を有する教員の意見を十分に聴取したうえで、本研究科の教授会で認定の可否を判定している。

こうした措置により、本研究科では、単位認定について、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、公共政策系専門職大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っている。なお、認定を受けることのできる単位数は10単位を限度としている。

【根拠・参照資料】

2(1)-24-2 明治大学専門職大学院学則第27条

1-24-2：16頁 明治大学ガバナンス研究科便覧

2(2)-24-9 既修得単位認定願

履修指導等

2-17 入学前における学生の多様なバックグラウンドや職業観に配慮するなど、個々の学生のキャリアに応じた履修指導が行われているか。

入学時のオリエンテーションにおいて研究・学生生活に関する留意点等のガイダンスを行っている。それに加えて、本研究科に入学する学生は、自治体議員、首長、自治体職員等々、各分野・主に大学卒業の社会人としてすでに十分なキャリアがあり、かつ「公共政策学」の意義や内容についても一通りの知識がある者が多いため、教員のメールアドレスをシラバスで公開し、教員への個別の履修相談にも随時応じている。これは、一定のオフィスアワーを設ける方式ではなく、多種・多様な社会人学生に対しより柔軟な指導体制を確立するために取られている体制である。履修指導の対象は、主に、科目の内容・教員、時間割の編成が中心となる。

また、各学期の授業開始から1週間後までに行う履修科目の登録は、仮登録にとどまるもので、その後1週間以内に履修変更を行うことができるシステムになっている。この間、シラバスを参考に関心のある授業に参加し、第1回講義日において該当科目の教育目的・内容・方式について十分な理解をした上で、最終登録を行うことができる。また、同期生同士・上級生、教員と各種情報提供を受ける時間も十分に確保されている。

学部卒業者（公務員志望）については、特に公務員試験合格のために、本研究科の専任教員及び修

了生の各自治体人事担当者が行う公務員面接指導や、提携予備校の講座を割引で受講できる制度を用意している。各学生は、明治大学が設置する行政研究所での指導も受けることができる。

【根拠・参照資料】

- 1-24-7 入学式・オリエンテーションについて（ご案内）
- 2(2)-24-10 オリエンテーション次第（留学生向け）
- 2(2)-24-11 ガバナンス研究科履修の注意事項について
- 1-24-5：253 頁 明治大学ガバナンス研究科シラバス
- 1-24-3：39 頁 明治大学ガバナンス研究科ガイドブック
- 2(2)-24-12 ガバナンス研究科公務員試験指導会
- 2(2)-24-13 ガバナンス研究科公務員試験対策講座（T A C 講座）

改善のための組織的な研修等

2-18 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施しているか。
（「専門職」第11条）

本学では学生による授業評価アンケートを春・秋学期授業期間終了時期に実施し、回収は担当教員を介することなく、学生から専門職大学院事務室へ行われている。これに基づき、執行部（研究科長、専攻主任、専門職大学院委員）において、教育内容をチェックし、アンケート結果については、教授会員全員を対象としたFD委員会で共有し、各担当教員へフィードバックすることで成績評価の方法・基準の統一並びに教育手法について改善するよう努めている。また、ガバナンス研究科所属の教員と特別招聘教授や兼担・兼任教授からなるFD（ファカルティ・デベロップメント）を兼ねた懇親会を年一回開催している。

【根拠・参照資料】

- 2(2)-24-14 授業評価アンケートのお願い
- 2(2)-24-15 授業評価アンケート
- 2(2)-24-16 FD 担当教員への送付文
- 2(2)-24-17 2013 年度第 11 回教授会議事録
- 2(2)-24-18 教員懇親会案内通知

特色ある取組み

2-19 教育方法に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

高度な職業人をめざす教育方法として理論と実践の融合を目指す取組を取り入れている。具体的には、先に指摘したように（評価の視点2-9）、①グループ・ディスカッション、プレゼンテーション方式、②フィールド・ワーク方式、③ケース・スタディ方式、④ワークショップ方式、⑤ゲスト・スピーカーを招いての講義・意見交換を採用している。また、講義・演習科目とは別に、

院生及び修了生も含めて、例年、テーマを設定し、教員引率の下で外国の実地調査を行っていることも特色である。

英語コースにおいても同様に、双方の対話方式、ケース・スタディ方式、ワークショップ方式が採用され、授業においては積極的な議論が展開される。また、日本の行政の現場における実地調査が教員引率の下で行われている。その他に、研究成果・進捗状況の発表の場としてワークショップ（毎年1回程度）、各分野の外部専門家を招聘した特別セミナー等を実施し、毎回英語による活発な意見交換が行われているほか、2013年度より日本人学生と英語コースに在籍する留学生が合同で授業を実施する科目を設置したことで、双方の積極的な情報交流が行われ、グローバルかつ、比較の視点から公共政策と公共経営における現代的課題や知見を深めることができている。なお、2-17で述べたように、一定のオフィスアワーを設けるのではなく、「いつでもオフィスアワー」を合言葉に個別の学生の履修指導に当たっているのが特徴的である。これらは、多種・多様な社会人学生のニーズに対応する最善の方法であると自負している。

【根拠・参照資料】

- 1-24-5 : 19~253 頁 ガバナンス研究科シラバス
- 2(1)-24-2 : 7~196 頁 ガバナンス研究科英語シラバス
- 1-24-3 : 32 頁 ガバナンス研究科ガイドブック
- 2(2)-24-1 ガバナンス研究科ゲスト講師招聘運用内規
- 2(2)-24-2 ガバナンス研究科時間割
- 2(2)-24-19 Dr. Stewart I. Donaldson オープンセミナー
- 2(2)-24-20 ICU ジョイントセミナー
- 2(2)-24-21 ワークショップ開催通知

[点検・評価(長所と問題点)]

本研究科は受講生の問題意識や関心に沿い、多種・多様なカリキュラムが用意されている結果、一般に、少人数に分散され、一クラスの受講者数は多くない。大講堂・マスプロ講義と異なり、少人数の対面式講義・演習が主であることから、評点A（80~89）以上の達成をめざすよう教育をしている。また「特色ある取組」にあるように、実践教育の取組は充実しているといえる。さらに、専門職業人を対象とするものであることから問題意識も先鋭であり、入学試験時において、相当程度、研究テーマを絞っていることから（「4つのプログラムに設定された履修モデル」参照）、履修科目も特定しやすく指導しやすい。また、社会人院生による情報提供、提案は教員にとって教えられることも多く有益である。両者共に課題の解決手法（アプローチ）を構想することとなり、新たな課題の発見にいたることもある。その意味で、教員・院生の共同研究でもありえ、斯学（公共政策学）の発展に寄与することとなっている。そうした成果は、優秀な論文をまとめた修了論集（優秀リサーチペーパー）として配布されている。（詳細は2-21で述べる）

また、2-10にて記述したリモート・ラーニング（オン・デマンド）による講義システムについては、現役社会人を対象とした取組として学生から高く評価されるが、他方、教員の講義および院生などの収録・収録者個々人の発言が聞き取り難いということやディスカッション形式の授

業に対応できないという課題がある。

最後に、2-18で述べた「改善のための組織的な研修等」について、現状では十分に行われているとは状態とは言えず、学生や外部からより多様な意見を聴取する仕組みを作り、組織的なFD活動に取り組むことを検討している。

[将来への取組み・まとめ]

リモート・ラーニングの収録に関してはより一層の方式・充実を図り、最新のソフトウェアを導入できるよう、予算要求をしていきたい。

英語コースでは、2-9において述べた教育方法をさらに充実し、公共政策の理論と現場での実践についてバランスよく習得し、日本の経験から学ぶことをベースに、留学生の自国のガバナンス改善に結びつくような研究成果を生み出せるように指導を継続していく。

改善のための組織的な研修等については、今後、授業評価アンケートのフォーマットや回収方法について、他大学院の意見も参考にしながら見直しを進めるとともに、FD委員会についても外部からの有識者を招待するなどして定期的を開催することを検討していきたい。

2-(3) 成果等

[現状の説明]

学位の名称

2-20 授与する学位は、公共政策の実務分野の要請に応えるような適切な水準のものであるとともに、教育内容に合致する適切な名称を有するものであるか。（「学位規則」第5条の2、第10条）

「政治学・行政学」、「経済学・財政学」、「法律学」の中核社会科学3分野を統合した総合科学として、新たな公共政策学を構築している。また、専任教員のみならず、兼任講師及びゲスト講師として現場で活躍する実務家を多数任用及び招致している。これにより公共政策の実務分野の要請に応えるような適切な水準で実用知・技法知を中心とした専門教育を行っている。以上のことから学位名称である「公共政策修士（専門職）」は教育内容に合致する適切な名称である。

【根拠・参照資料】

2(3)-24-1 明治大学学位規程

2(1)-24-2 明治大学専門職大学院学則第33条

学位授与基準

2-21 学位授与に関わる基準及び審査手続等が明文化され、それに基づいて学位授与が適切に行われているか。（「専門職」第10条第2項）

学位授与に関わる基準は明治大学専門職大学院学則別表1で明文化されており、また学外向けにはシラバスやガイドブックで公開し、学生には入学時に配布しているガバナンス研究科便覧を元

にガイダンスなどで周知している。なお、基準は「40 単位以上を修得」し、「レポート作成演習又は Research Paper 2 の指導教員が担当する授業科目 1 科目を履修」した上で、「リサーチペーパー（修士学位請求論文）を作成」しなければならない。

審査手続等はガバナンス研究科便覧で明文化されており、学生にもガイダンスなどで周知されている。また、修了要件であるリサーチペーパーについては提出方法から論文面接までの詳細な説明を、2 年次の修了予定学期に入った頃（3 月修了の場合は 10 月、9 月修了の場合は 5 月）に該当学生には「リサーチペーパーの作成・提出要領」を配布することで周知されている。なお、リサーチペーパー提出前に一度学生には予備登録（論文提出の意思の有無確認）をさせ、連絡のない学生には電話などで必ず確認を取っている。論文面接時には主査及び副査 2 名で審査を行い、学位授与基準（評価点）として、70 点以上を合格（2 - 3 短期修了者を除く）としている。その他、95 点以上の論文については、優秀リサーチペーパーとして論文を CD に収め、配布している。英語コースの場合は、学生が新興国及び開発途上国からの留学生が多いことに鑑み、指導教員のもと 1 年次より Research Method、Research Paper の指導を 2 年間にわたり受ける。審査方法、優秀論文の選定については、上記日本人学生と同様の手続きを踏む。

学位授与にあたり、以上のような基準を満たしたかどうかは教授会で審議しており、学位授与が適切に行われている。

【根拠・参照資料】

- 2(1)-24-1 明治大学専門職大学院学則別表 1（必要単位数・履修方法・研究指導）、
- 1-24-3：8 頁 ガバナンス研究科ガイドブック
- 1-24-4：10 頁 ガバナンス研究科英語ガイドブック
- 1-24-2：16 頁 ガバナンス研究科便覧
- 1-24-5：10 頁 ガバナンス研究科シラバス
- 2(1)-24-2：2 頁 ガバナンス研究科英語シラバス
- 2(3)-24-2 リサーチペーパーの作成・提出要領
- 2(3)-24-3 リサーチペーパーの作成・提出要領（英語コース）
- 2(3)-24-4 リサーチ・ペーパー面接要領
- 2(3)-24-5 優秀リサーチペーパー CD

修了生の進路の把握

2 - 2 2 修了者の進路が把握され、また、公表されているか。

修了者の進路については、本研究科事務室での確に把握する体制が整備されている。具体的には修了予定者に発送する「卒業式、学位記授与式のご案内」に進路を記入する欄を設け、これに「学位記受領書」が添付されており、学位記を授与する際に回収している。これらの回収した情報は、個人情報保護に抵触しない限りにおいて、就職概況等で定期的・継続的に公表するようにしている。本研究科では入学時にすでに職業人である学生が多く、修了後の転職は多くはない。また、学部卒業で入学してきた学生の場合、多くは公務員または民間企業に就職するケースが多い。

なお、研究成果および進路把握の一環として、修了生と在学生在が合同で行う「ガバナンス研究科修了生による公共政策研究発表会 - その後のガバナンス」を実施し、研究科で培った知識の実践事例の報告会を行っている。留学生については、公的奨学金を得た現職の国家公務員がほとんどのため、修了後は当研究科で学んだ事柄を生かすべく自国で公務員として勤務を継続している。毎年、マレーシア、フィリピンなどで修了生セミナーを実施し、修了生が実際の政策へ反映させた事例などの意見交換を行っている。

【根拠・参照資料】

2(3)-24-6 卒業式・学位記授与式のご案内

2(3)-24-7 マレーシアフォローアップセミナー次第

2(3)-24-8 JDS 実施報告清算書（ベトナム、フィリピンフォローアップセミナー）

教育効果の測定

2-23 学生からの意見聴取など教育効果の測定の仕組みを整え、それらを適切に運用しているか。

先述の2-8のように、授業評価アンケートを春・秋学期授業期間修了時期に実施し、回収は事務室を経てFD委員会に諮られ、教育内容をチェックしている。

また、アンケート回収期間外にも院生より教員および事務局に要望があったものについては、執行部および教授会で審議し改善する努力をしている。

【根拠・参照資料】

2(2)-24-14 授業評価アンケートのお願い

2(2)-24-15 授業評価アンケート

2-24 教育成果、又は、教育成果を踏まえた教育の内容・方法等に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

本研究科では、学業修了要件として、公共政策分野の現場における緻密な分析を踏まえた実践的方策や政策提言を中心としたリサーチペーパー（修士学位請求論文）の作成が求められる。これは指導教員による専門的指導により作成するもので、分量は原則として2万字以上とされる。作成されたリサーチペーパーについては、指導教員を含めた2人以上の審査員（2-3で述べた短期修了希望者を除く）によって評点され、評価の高いリサーチペーパー上位の学生については、修了時、式典において褒賞され、かつ、その論稿は、CDに収録され、在学生在及び修了生に配布される。このリサーチペーパーのほかに、公共政策系専門職大学院を修了する人々の教育成果とは、修了生がその後、高度なスキルを持った職業人（プロフェッショナル）としてどのくらい社会で活躍できているのかも見なければならぬ。本研究科の場合、4つのプログラムにおいて求められる人材像が異なることからわかるように、修了後は、選挙に当選し政治家として活躍する

者、現職公務員としてリサーチペーパーで取り上げたテーマに関し積極的に業務に取り入れている者、NGOやCSR等の新たな社会運営の担い手として活動する者、公務員試験に合格する者等、様々な形で成果が生まれつつある。

また、引き続き研究を継続しようとする者については、教員3名の査読付きの、明治大学専門職大学院研究論集〔年1回刊行〕や、『ガバナンス政策研究ネットワーク会報』誌に論文を掲載することができる。さらに、修了生に限っては科目等履修を、通常の約半額（¥31,000）で受け入れていることなど、教育成果をあげていくための支援を修了後も行っている。

英語コースについては、現時点においては留学生のほとんどが母国の現職公務員であることから、帰国後は職場に戻る修了生が多い。本研究科では、帰国後の留学生同士のネットワークを強化し、帰国後の成果共有ならびに公共政策分野における継続的な知識の習得を図るため、修了生のためのウェブ・サイトを開設し、公共政策、行政に関する最新の情報提供や教員のコラムを掲載している。

また、毎年、マレーシア、フィリピン、ベトナムなどで修了生セミナーを実施し、修了生が実際の政策へ反映させた事例などについて発表を行い、意見交換を行っている。

【根拠・参照資料】

- 1-24-3：28～29頁 明治大学ガバナンス研究科ガイドブック
- 2(3)-24-5 優秀リサーチペーパーCD
- 2(3)-24-9 専門職大学院研究論集募集要項
- 2(3)-24-10 科目等履修生募集要項
- 2(3)-24-11 ガバナンス研究科政策ネットワーク会報
- 2(3)-24-7 マレーシアフォローアップセミナー次第
- 2(3)-24-8 JDS 実施報告清算書（ベトナム、フィリピンフォローアップセミナー）

〔点検・評価(長所と問題点)〕

教育の成果としての学位授与基準は、前述したように適切なプロセスを経て行われている。また、公共政策系専門職大学院の特色である、修了後の社会における活躍については2-24にて述べたとおりである。修了後、選挙で当選を果たし活躍する政治家や公共セクターの運営について研究科で学んだことを実践に移す修了生を目の当たりにすると、本研究科の理論と実践の融合を目指した教育課程の組み立てと教育方法・内容はそれら成果に結び付くものとして評価できる。

課題としては、議員・首長、現職公務員と比較して、専門分野で社会に貢献するプロフェッショナル（例：保健福祉、教育、土木建築、経理会計等）のネットワークの構築が十分に行われていない点が指摘される。これは「コミュニティ共創プログラム」による人材育成モデルが該当するが、専門職の間においては公共政策系専門職大学院についての認知度がまだ低いことが影響しているのではないかと考えられる。

また、2-23で述べた授業評価アンケートについて、提出のあったものは各科目担当教員へのフィードバックと教授会会員への共有を行い、問題点を解消するように努めているものの、その回収率は2011年度12%、2012年度14%、2013年度13%と少ない。今後、アンケートの回収率向上

と活用の仕方については検討が必要であると考えている。

[将来への取組み・まとめ]

地域社会の課題解決のためには、様々な分野の高い専門性を発揮するプロフェッショナルの力が必要であるが、特定の分野での専門性だけではコミュニティの地域力として活かすことが難しい。それぞれの専門性をコミュニティにおいて活かすために必要な公共政策分野のスキルを社会に周知することにより、優秀な人材の確保とコミュニティにおける共創を可能にする人材の育成に力を入れていきたい。

課題として挙げられた「コミュニティ共創プログラム」による人材の育成をさらに強化していきたい。

授業評価アンケートの回収率向上と活用法については、他大学院の意見も参考にしながら見直しを進めていきたい。

3 教員組織

[現状の説明]

専任教員数

3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているか。（「告示第53号」第1条第1項）

まず、設置基準から求められる最低必要教員数について、本研究科は専門分野が法学系・政治学系・経済学系にまたがっているため、各分野ごとに人数を算出し、合計を3で除して試算する。

法学系 研究指導教員7名（法学関係5名×1.5）＋研究指導補助教員5名＝12名

政治学系 研究指導教員4名（政治学関係3名×1.5）＋研究指導補助教員3名＝7名

経済学関係 研究指導教員7名（経済学関係5名×1.5）＋研究指導補助教員4名＝11名

上記より、 $(12+7+11) \div 3=10 \Rightarrow$ 最低10名が必要である。

*教員一人当たりの学生の収容定員＝15人（人文社会科学系の修士課程：20人に四分之三を乗じて算出）

専任教員16名×15＝収容定員240人まで可能 > 収容定員100名

内 訳

- i) 専任教員数の半数以上は原則として教授（11名）
- ii) 専任教員数のおおむね3割以上は、実務家教員（6名）
- iii) 実務家教員の2/3を超えない範囲内で、みなし教員可（0名）

この基準を基礎にして、収容定員数100名に対して、16名の専任教員（特任教員4名を含む）を確保しており、法令上の基準を遵守している。

【根拠・参照資料】

1-24-3：16～23頁 ガバナンス研究科ガイドブック

3-2 専任教員が、1専攻に限り「専任教員」として取り扱われているか。

（「告示第53号」第1条第5項。なお、平成25年度まで、「専門職」附則2が適用される。）

専任教員のうち、1名が本学他学部にも属した兼籍状態にあるが、3-1で述べたとおり、本研究科の専任教員数は基準値を満たしているため、問題とは考えていない。

【根拠・参照資料】

1-24-3：16～23頁 ガバナンス研究科ガイドブック

3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上が、原則として「教授」で構成されているか。（「告示第53号」第1条第6項）

専任教員 16 名のうち、11 名が専任教授にあたるため、法令上必要とされる専任教員数の半数以上が、教授で構成されている。

【根拠・参照資料】

1-24-3：16～23 頁 ガバナンス研究科ガイドブック

専任教員としての能力

3-4 教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている者であるか。

1. 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 2. 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 3. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- （「専門職」第5条）

本研究科の教員のすべては、採用時における専攻分野についての審査結果からみて、教育上または研究上の業績、高度の技術・技能、特に優れた知識および経験を有していると判断している。具体的には、研究者教員に関しては、研究業績（研究書または研究論文、学会での報告）などを基礎に判断し、実務家教員については、その分野での実績を基礎に判断している。

【根拠・参照資料】

1-24-3：16～23 頁 ガバナンス研究科ガイドブック

3-24-1 明治大学教員任用規程

3-24-2 明治大学特任教員任用基準

3-24-3 明治大学客員教員任用基準

3-24-4 明治大学兼任講師任用基準

3-24-5 ガバナンス研究科人事委員会内規

3-24-6 ガバナンス研究科専任教員採用内規

3-24-7 ガバナンス研究科兼任講師採用内規

- 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「専任教員データベース」

<http://rwdb2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>

実務家教員

3-5 専任教員のうち「実務家教員」の数について、当該分野で必要とされる一定の割合が確保されているか。（「告示第53号」第2条）

専任教員16名のうち「実務家教員」は6名であり、当該分野で必要とされる一定の割合が確保されている。

【根拠・参照資料】

1-24-3：16～23頁 ガバナンス研究科ガイドブック

－ 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「専任教員データベース」

<http://rwdb2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>

3-6 「実務家教員」が、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員で構成されているか。（「告示第53号」第2条）

本研究科に在籍する6名の「実務家教員」は、いずれも各々の職務経験において、担当する科目の教育指導を可能とするに足る5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有している。具体的には元東京都副知事1名、元自治省公務員1名、元国際協力機構〔JICA〕職員2名、NGO職員1名、財務省職員1名の構成となっている。

【根拠・参照資料】

1-24-3：16～23頁 ガバナンス研究科ガイドブック

－ 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「専任教員データベース」

<http://rwdb2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>

専任教員の分野構成、科目配置

3-7 公共政策分野に関する基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開・発展させる科目及び先端知識を学ぶ科目について、専任教員が適切に配置されているか。

政策科学において、市川宏雄（都市政策研究）、青山やすし（政策創造研究等）、笠京子（公共政策研究等）、長畑誠（NGO・NPO研究）、国際政策において、山下茂（国際比較行政研究等）、源由理子（国際協力研究等）、笹岡雄一（国際関係論研究）、公共経営において、北大路信郷（公共経営研究等）、兼村高文（公会計研究等）、田中秀明（財政研究等）、法律技術において、村上順（自治体法研究等）など、政策分野に関する基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開・発展させる科目及び先端知識を学ぶ科目について、専任教員が適切に配置されており、このことは教員の業績目録によって証明されている。

【根拠・参照資料】

1-24-3 : 16-23 頁 ガバナンス研究科ガイドブック

- 明治大学ガバナンス研究科ホームページ「専任教員データベース」

<http://rwdb2.mind.meiji.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>

教員の構成

3-8 教員の構成が、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮されたものとなっているか。（「大学院」第8条第5項）

2014年度5月1日現在、30代4名、40代1名、50代5名、60代5名、70代1名（特任教員）の構成になっている。教育組織はバランスがとれているものの、研究業績および実務経験を持ち、それを教授できる教員を採用していることから、年齢構成が高くなる傾向がある。

【根拠・参照資料】

3-24-8 教員年齢表

教員の募集・任用

3-9 教員の募集・任用の手続について、規程が定められ、適切に運用されているか。

原則、公募制であり、教員の募集、任用の手続（採用審査）について、規程に基づき適切に運用がされている。また、公募要領は執行部が教授会へ諮り、決定している。研究科教授会の承認のもと、候補者を決める審査委員会が設けられ、審査員3名により研究業績の質量及び教育上の指導能力、実務家教員の場合には略歴と実績をもとに論文、面接試験に基づき審査を行う。審査結果は教授会へ諮り、任用候補者を決定している。その後、学部長会及び理事会の議を経て任用が承認される。

【根拠・参照資料】

3-24-1 明治大学教員任用規程

3-24-2 明治大学特任教員任用基準

3-24-3 明治大学客員教員任用基準

3-24-4 明治大学兼任講師任用基準

3-24-5 ガバナンス研究科人事委員会内規

3-24-6 ガバナンス研究科専任教員採用内規

3-24-7 ガバナンス研究科兼任講師採用内規

特色ある取組み

3-10 教員組織に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

公共政策分野における長い経験を有する実務家専任教員（6名）をはじめ、多彩な実務家として柔軟な教員制度を活用し、客員教員、特別招聘教授、兼任・兼任講師（日本人64名、外国人1名）を活用し、国・自治体の行財政政策はもとより、国際政策に関する知見と経験を踏まえた具体的方策を示す特色ある授業科目の開設は、受講生から好評を得ている。

また、当研究科は英語コースを設置しており、外国人留学生にも適切な指導を行うことが可能な教員を多く任用しており、2012年度からは若手教員の育成および英語コース教員スタッフを充実させるため、「助教」を任用した。この者は2011年度に教育補助講師として、留学生の研究手法支援（特に計量分析・社会調査等）を行っていた者であり、顕著な実務実績と当該分野の博士号を有しているため、英語コースのカリキュラム充実に貢献している。

【根拠・参照資料】

- 1-24-5：14～16頁 ガバナンス研究科シラバス
- 1-24-3：23～26頁 ガバナンス研究科ガイドブック
- 2(1)-24-2：3～6頁 ガバナンス研究科英語シラバス

[点検・評価(長所と問題点)]

本研究科では、高度な研究と教育実績または豊富な実務経験がある者を任用することで、高度なプロフェッショナルに対する教育ができています。教員組織の検証については、研究科教授会で、毎年度6月に教員・教育組織に関する長・中期計画を策定していることに加え、単年度計画及び政策経費の策定にあたっては、自己点検・評価結果および学生からのアンケート結果に留意しながら、授業計画（科目配置と教員構成）の検証を行い、社会的な情勢と学生のニーズに即した検討を実施しています。

[将来への取組み・まとめ]

教員任用については、年齢構成や性別、実務家教員数のバランスに配慮し、また若くても優秀な者（博士号取得者、もしくは専門分野の第一線で活躍していた者）を採用してきた実績がある。今後もそれらのバランスには配慮していく方針である。

4 入学者選抜

[現状の説明]

定員管理

4-1 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数が、適正に管理されているか。(「大学院」第10条)

本研究科の入学定員は各学年50名、収容総定員数は100名である。収容定員100名に対し、2014年度の在籍学生数は128名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.28である。同比率は多少高いものの、昼間開講の英語コースと夜間開講の日本語コースと二部構成になっており、教員を手厚く配置し、十分な科目数が設定されているため、アンケート等でも本件に関する改善要望が寄せられたことはない。

【根拠・参照資料】

1-24-3 : 2頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-6 : 2頁 ガバナンス研究科入学試験要項(2014年度4月入学者用)

- ガバナンス研究科ホームページ「入学試験概要」

<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/exam/exam.html>

4-24-1 学生数集計表(2014年5月1日時点)

4-24-2 ガバナンス研究科入試統計表

学生の受け入れ方針等

4-2 専門職学位課程制度の目的に合致し、かつ、当該公共政策系専門職大学院の目的に即した学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続が設定され、それが事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。

入学者の受入方針は以下のように定めており、その公表については入学試験要項および研究科ホームページにおいて公開し、受験生を含む社会に幅広く公表している。また、ガイドブックには修了生や在籍学生のメッセージを公開し、求める人材像を具体的に示すための工夫をしている。

学生の受け入れにあたっては、公共政策分野における高度職業人の育成という本研究科特有の教育理念と目的に照らし、議員、首長、公務員や、NPO・NGO、民間企業に所属する者など相応の人材の受け入れに留意している。その選抜方法や選抜手続に関しては、それらの多種多様な志願者に配慮し、入学試験実施機会の複数化や、入学後の学習で必要とされる一定の能力を有する者の確保を前提としている。本研究科では英語のみで学位を取得できるコース(英語コース)を設置しており、外国の政府関係者等も受け入れている。

そのために入学者の受入方針では、「対象とされる受験者」の項において、「すでに行政の現場で活躍している現職の議員や公務員、NPOやNGOで活動中の人びと、民間の企業で業務に従事しているビジネスパーソン、また今後、政治の世界や公務員を目指す人びと」と示している。また、入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準については、「受験生に求められる

資質」として「公共政策などに関連する特別な知識や技能のみを考査するものではなく、高度専門職業人としてふさわしい潜在能力とそれを発揮できる可能性」を求めているほか、「入学試験における留意点」を設けており、入学試験の論文と面接において、志望動機や学習目的などを記した説明文を通じて、①受験生の論理の組み立て方、②問題を分析する力量、③発表の説得力、④論理の明確さ、の4点の視点を用いて考査を行うと明記している。

【根拠・参照資料】

- 1-24-3 : 4, 28~29 頁 ガバナンス研究科ガイドブック
- 1-24-6 : 3 頁 ガバナンス研究科入学試験要項 (2014 年度 4 月入学者用)
- 4-24-3 ガバナンス研究科留学生入学試験要項 (2014 年 9 月入学者用)
- ガバナンス研究科ホームページ「アドミッションポリシー」
http://www.meiji.ac.jp/mugs2/outline/professional_ap.html

実施体制

4-3 入学者選抜を実施する、責任ある体制が確立されているか。

入学試験の実施にあたっては原則として専任教員全員と事務職員によって運営されている。また、入学試験実施体制要領を作成し、教職員ともに事前に配布・熟知させている。当日は入学試験本部を設置し、適切かつ公正に実施する体制が組まれている。また合否の決定に関しては、本研究科専任教員によって構成される入学者合否判定教授会の議を経て、厳正かつ公正に決定している。

外国人留学生の入学者選抜については、現在はそのほとんどが公的機関（国際協力機構、マレーシア政府）による奨学金を得て来日する者であり、当研究科が提供する募集要項及び各機関による奨学金授与の決定プロセスに応じて実施している。本研究科による書類選考、面接（「現地面接」を含む）もその選抜プロセスに含まれる。特に英語を母語としない公的機関からの派遣留学生に関しては、英語による授業に対応できるかどうかをチェックするために、学生の渡日前に本研究科専任教員が現地に赴いて面接試問を実施しており、ラオス、ミャンマー、ベトナム等の東南アジアからアフリカ、ロシア語圏まで多彩な国々からの留学生の受入れに資し、2014 年 5 月現在 13 か国から 44 名の留学生が在籍している。公的機関による奨学金を得て来日する学生の選抜プロセスは、留学生の所属組織（各国の省庁、大学、NGO等）の推薦と本学での厳正な書類選考、面接によって行っている。また合否の最終決定に関しては、研究科留学生委員会で審議後、本研究科専任教員によって構成される入学者合否判定教授会の議を経て、厳正かつ公正に決定している。

【根拠・参照資料】

- 1-24-3 : 15 頁 ガバナンス研究科ガイドブック
- 4-24-4 ガバナンス研究科入学試験実施体制 (2014 年度Ⅱ期)
- 4-24-3 ガバナンス研究科留学生入学試験要項 (2014 年 9 月入学者用)
- 4-24-5 JDS 留学生入学試験担当者表

特色ある取組み

4-4 入学者選抜に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

本研究科の教育理念および目的にある高度専門職業人の育成という点に照らして、相応の人材の受け入れを可能とする受入方法としての入学者選抜として、4月に入学する試験を11月（Ⅰ期入試）と2月（Ⅱ期入試）に実施し、また、9月に入学する秋季入学試験を7月（「一般入学」及び「英語コース」）に行っている。入学試験の選抜方法は小論文試験と面接試問となるが、小論文試験は職務経験（学業の傍らのアルバイト経験を除く）3年以上の者は申請により免除している。

また、小論文試験に関する入試問題の作成にあたっては、本研究科入試担当教員によって問題の内容および量に関する厳正な管理のもとに行われ、面接試問においては本研究科専任及び特任教員による面談形式をもって実施している。

その他、派遣入試により、勤務先（自治体派遣・企業派遣）の人事担当役職者以上からの推薦ある者を対象に、入学試験（面接試問）を実施している。

また、上述の4-3のとおり、政府派遣留学生、国費留学生、政府開発援助長期研修員等の外国人留学生についても、4月・9月に入学するための選考を行っている。

【根拠・参照資料】

1-24-3：36～37頁 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-6：5頁 ガバナンス研究科入学試験要項（2014年度4月入学者用）

4-24-4 ガバナンス研究科入学試験実施体制（2014年度Ⅱ期）

4-24-6 ガバナンス研究科入学試験筆記試験監督要領

4-24-7 ガバナンス研究科入学試験面接試験監督要領

4-24-8 2014年度実施 入学試験日程一覧

〔点検・評価（長所と問題点）〕

学部学生の場合、2月入試・4月入学が一般的であるが、職業人は職務の都合で、年一回の入試では受験機会が限定される。したがって、11月（Ⅰ期）と2月（Ⅱ期）入試と秋季（7月）入試の機会を設け、より多くの職業人が受験できるように配慮している。また、学部生と異なり受験者総数は多くないので、入学試験の実施にあたって、特段、教員スタッフの負担になっていない。

留学生に関しては、英語による授業に対応できるかどうかをチェックするために、可能な範囲で学生の渡日前に現地面接を実施しており、その結果、語学力の審査を厳格に行うことができています。

なお、学生受け入れに関する議論及び検討は、毎回の教授会、研究科執行部会、留学生委員会において行われている。この際、専門職大学院出願者獲得に向けた国内外の競争的要因も加味して検討を行っている。また、入学後の学習成果の検証、入学者募集・選抜の方針策定と実施、これらの適切性の検証、入学後の学習改善についても留学生委員会及び教授会で意見交換を行い、必要に応じて科目配置の変更や学習指導等を実施している。

[将来への取組み・まとめ]

本研究科は他の公共政策系大学院よりも学費が高額で学生の経済的負担が大きいため、給費奨学金額の拡大が求められる。

英語コースについては、基本的に国費留学生等の派遣学生を対象にしているため、これまでと同様の対応をしていくが、英語力が比較的弱い国々の学生に対しては学術英語の特別コースを設けるなどの対応をさらに強化していく。

今後もガイドブックやホームページの内容を毎年見直していくとともに、研究科説明会や進学相談会などを実施することで、より多くの入学希望者を獲得していきたい。また、マレーシア国等本学と関係が深い国々に対しては、現地における説明会を実施するなど対応を強化していく。

5 教育研究環境および学生生活

[現状の説明]

教育形態に即した施設・設備その他の施設・設備が、公共政策系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか。(「専門職」第17条)

施設・設備は本研究科の教育効果を上げるのに十分に整備されている。本研究科のほぼすべての授業を行っているアカデミーコモンのうち、本研究科が主に授業を行う8～10階には講義室8室(約60名収容5室、99名以上収容教室3室)、演習室15室(約30名収容)が整備されている。各曜日時限の開講コマ数及び履修者数に対して、教室数並びに教室規模も適切に割り振られている。演習室の教卓PCには、プレゼンテーションソフトがインストールされていて、演習等で利用されている。(プレゼンテーション設備のパーソナルコンピュータは概ね3年程度でのリプレースを行い、整備している。プレゼンテーション設備として、PCのほか、DVDプレイヤー、CDプレイヤー、ビデオテープ、書画カメラ等が配置されている。)なお本研究科における授業の多くは、演習室を利用しているが、ディスカッションのしやすい口の字型のテーブル配置となっている他、教室に設置されている視聴覚機器を有効に活用し、視聴覚的に工夫された様式と内容をとることにより、教育効果のさらなる向上を図っている。

【根拠・参照資料】

2(2)-24-5 : 67頁 教員ハンドブック

情報関連設備及び図書設備

5-2 教員の教育研究活動及び学生の学習のために必要な図書施設、及び情報インフラストラクチャーが適切に整備されているか。

<教員の個人研究室>

専任教員(特任教員・客員教員を含む)のための個人研究室が完備されており、PCネットワーク、電話、冷暖房設備、壁面書架等、十分な教育研究環境が用意されている。本研究科関係では、専任教員15名(特任教員4名を含む)及び客員教員2名に個人研究室が割り当てられている。これらは平日・週末を問わず入退出が可能であり、専属の警備員が常駐し、防犯カメラを設置するなど安心して研究を可能とする環境が整備されている。

<図書館>

駿河台地区、和泉地区、生田地区にそれぞれ図書館を配置しているが、本研究科学生が主に利用する駿河台地区の中央図書館(面積12,485㎡、座席数1,278席、242万冊の蔵書、37,000種の新聞・雑誌等保有)は、都内の大学図書館にあって屈指の充実さを誇るものであり、十分に整備された図書館では本研究科の教育・研究に必要な文献・資料等が用意され、大きな教育研究効果を上げている。なお本学では首都圏の諸大学間において相互協力コンソーシアムを組むことにより、所有図書の相互活用の便宜に供している。また、入学時のオリエンテーションにて図書館の利用方法について説明を実施しており、また図書館主催による施設利用説明会が実施されている。さらにインターネットの使用により、大学ホーム

ページを経由して電子媒体として用意された論文にアクセスすることも可能とするとともに、蔵書の貸出状況の確認や借り出しのための予約等の便宜が図られており、学生および教職員の研究活動に大きく寄与している。

<情報インフラストラクチャー>

学生の学習を支援する仕組みとしては、教育支援システム「Oh-o!Meiji システム」がある。同システムを使用し、学生はWEB上での科目のシラバス閲覧やレポート提出を行うことができ、教員の側からは課題レポートの評価を行うなど、双方向のコミュニケーションが可能になっている。また、学生への教員または事務からのお知らせ配信などを行っているほか、これらのお知らせは携帯電話への転送サービスにも対応しており、校舎内の掲示板を見ずとも情報を収集することを可能としている。

その他、同キャンパス内の校舎 12 号館内にもパソコン及びプリンターを常設した部屋を設けており、系の者も待機しているため、学生からのパソコンに関する質問にも迅速に対応できる体制を整えている。

【根拠・参照資料】

5-24-1 明治大学図書館利用規程

1-24-2 : 34, 40~41 頁 ガバナンス研究科便覧

- 明治大学ホームページ「図書館ホームページ」

<http://www.lib.meiji.ac.jp/>

- 明治大学ホームページ「情報基盤本部ホームページ」

<http://www.meiji.ac.jp/isc/index.html>

特色ある取組み

5-3 教育研究環境の整備に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

講義室、演習室は整備されており、教育・研究機器も充実している。また、アカデミーコモン 10 階には講師控室が配置されており、専従の職員が配置されるとともに、コピー機、印刷機、プレゼンテーション機器のデモンストレーター、各種辞書類等が整備されており、講義準備や教員間の打合せ等に活用されている。

また、オープンプリンター(インターネットを介して、印刷指示を送ることができる機器)を各校舎に設置し、個人所有のパソコンからでも文書出力することができる。

14 号館には大学院生共同研究室を設け、個人ロッカーのほか、個別ブース方式による学習スペースを完備し、ネット環境のための PC コンセントが取り付けられている。ここは年末年始および大学が指定する特定の休日を除く日の 7:00~23:00 まで使用可能であり、授業時間帯はもとより、授業時間帯以外の時間における学習を十分に可能とさせている。その他、同校舎には院生相互の交流のためのラウンジ、ディスカッションルーム(4 部屋あり。約 20 名収容。他 3 研究科の院生と共用)、交流サロンが整備されている。

ただし、ラウンジ、サロンは狭隘である。他方、教員研究室についても極めて狭隘であり、書物

の置き所が限られている。

その他、専任教員には個人で実施する学術研究を助成するための「特定個人研究費」として年額 35 万円を限度に助成している。また、研究活動を促進し、教育・研究水準の向上を図るため、専任教員の「在外研究員」及び「特別研究者」制度があり、授業その他の校務を免除され、一定期間研究に専念することができる。

【根拠・参照資料】

1-24-2 : 42 頁 ガバナンス研究科便覧

2(2)-24-5 教員ハンドブック

5-24-2 14 号館フロア図

5-24-3 ガバナンス研究科新入生ガイダンス資料 (14 号館説明部分抜粋)

5-24-4 明治大学特定個人研究費取扱要領

5-24-5 明治大学在外研究員規程

5-24-6 明治大学特別研究者制度規程

5-4 学生生活への支援・指導に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

<生活支援体制>

本研究科が主に授業を行う建物であるアカデミーコモン棟は 2004 年に竣工し、同年 4 月に使用を開始した本学最新の教育研究用施設の一つであり、バリアフリーにも完全対応している。また、学期ごとに実施している授業評価アンケートで学生から要望のあった場合は検討し、さらなるサービス向上に努めている。実績としては、校舎内に無線 LAN を設けた。

さらに学生生活を支援する機関を設けており、その案内冊子を入学ガイダンスの際に配布及び説明をし、学生への周知を行っている。例えば、院生が怪我や病気等にかかったときには、学内診療所を無料で利用をできるほか、近辺には病院が数多くあり、緊急搬送も可能である。大学全体として、学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制としての「学生相談室」（平日 9 : 30 ~ 17 : 30、土曜日 8 : 30 ~ 12 : 00）の設置や、学生健康保険が完備されており、本研究科としても大学全体の体制に沿うかたちで対応している。大学全体で各種ハラスメント防止等に関する規程（明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程）および相談体制は整備され、それが学生に周知されている。なお、学生の相談窓口は各キャンパス内の学生課、学生相談室および診療所、専門職大学院事務室、国際教育事務室、資格課程事務室とし、教職員の窓口は各所属長、人事部人事課、教職員組合事務局としている。これらの相談に対応する者として相談員を配置しており、相談員は本学の構成員すべての者の受付窓口となるよう規定している。またセクハラホットラインも整備している。

<奨学金>

奨学金など経済的支援についての適切な相談・支援体制は大学全体で整備されているほか、本研究科独自の奨学制度を確立している。「明治大学ガバナンス研究科給費奨学金」は、年額 200,000

円～300、000 円を入学定員の約半数を対象に給付している。給付にあたっては、入学試験結果を勘案し、給付者を決定している。そのほかには「明治大学校友会奨学金（給費）」があり、年度毎に研究科に配分された寄付金額を基に人数および金額を決定している。なお、これらの奨学金受給者は教授会における審議のうえ、厳正に決定している。

<留学生に対する支援体制>

研究科の留学生に対しては、研究科に「留学生ラウンジ」を設置している。ここでは、英語で対応でき、留学経験を持つ 2 名の特別嘱託職員を配置し、留学生への生活面における支援を行っている。このラウンジでは、留学生の研究分野に関する書籍を配列して、日本での研究を支援する環境をつくっている。また、インターネットに接続できるパソコンを複数台設置することで、ネット環境も整えている。加えて、ラウンジでは、ブラウン・バッグ・セミナーなど、実務家による小規模な講演会なども開催することで、より実践的な知見を高めることが可能である。さらに、事務室では英語対応が可能な職員を複数名配置しているほか、学内診療所とも連携を取り、留学生の早期受診を促している。

全学的には、本学における学生生活の充実及び向上を目的として、明治大学学生部委員会を設置し、学生生活の支援にかかわる必要な事項について審議するとともに、連絡及び調整を行っている。

【根拠・参照資料】

1-24-3 : 38 頁 明治大学ガバナンス研究科ガイドブック

5-24-7 明治大学奨学金規程

5-24-8 明治大学奨学金の採用等に関する基準

5-24-9 ガバナンス研究科奨学金内規

5-24-10 ガバナンス研究科明治大学校友会奨学金選考内規

5-24-11 明治大学学生部委員会規程

- 明治大学ホームページ「バリアフリーマップ」

<http://www.meiji.ac.jp/learn-s/6t5h7p00000efrse-att/a1395983332536.pdf>

- 明治大学ホームページ「学生健康保険」

http://www.meiji.ac.jp/campus/gaku_ken/index.html

- 明治大学ホームページ「キャンパス・ハラスメント対策への取り組み」

<http://www.meiji.ac.jp/koho/academeprofile/activity/harassment/index.html>

- 明治大学ホームページ「学生相談室」

<http://www.meiji.ac.jp/soudan/index.html>

5-5 学生の課程修了後を見越したキャリア支援、進路選択のための助言・指導の体制に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

学生からの相談はメールアドレスをほとんどの専任・特任教員が公開していることもあり、アポイントをとり、本研究科専任・特任教員が随時対応している。

また、公務員志望の学生に対しては、本研究科の教員及び関係する修了生が公務員試験面接の指導を行っているほか、資格予備校との提携により、公務員試験対策講座を割引料金で受講できる制度も用意している。

その他、本研究科の学生に対する進路選択に関わる相談や支援体制全般については、明治大学就職キャリア支援事務室において進路相談、指導を行う体制が整備されている。なお、院生の大半は自治体職員、民間企業人、NPO・NGO職員、プロフェッショナル等といった社会人であり、学業修了後、元の職場に戻る例が多いため、学生が就職キャリア支援事務室を利用する頻度は低い。

【根拠・参照資料】

2(2)-24-12 ガバナンス研究科公務員試験指導会

2(2)-24-13 ガバナンス研究科公務員試験対策講座（TAC講座）

〔点検・評価(長所と問題点)〕

学生生活への支援について、本研究科の特徴である多種・多様な社会人や海外からの留学生が集まる学びの場という観点から、いかに学生諸氏の研学生活上の要求にきめ細かに対応できるのが要点となる。前述したようにカウンセリング等のメンタル面へのサポート、研究科専属の留学生生ラウンジの設置に加え、随時指導教員との面談が行われており、保育施設設置等の検討課題はあるものの、今までのところ広範囲な支援を提供できていると考えている。

キャリア支援については、多くの学生が職業人であることから、公務員志望の学生に対する支援が中心となっている。前述したように教員及びガバナンス研究科修了生のネットワークを活用した独自の公務員志望者への支援として公務員試験対策講座を展開している。

〔将来への取組み・まとめ〕

学生生活への支援について、現在のきめ細かな支援を継続していくとともに、授業評価アンケートの自由記入欄等で学生の要求に耳を傾けながら教育研究のための環境が適切に提供できるように取り組んでいきたい。

6 管理運営

[現状の説明]

事務組織の設置

6-1 公共政策系専門職大学院を管理運営し、その目的の達成を支援するため、適切な規模と機能を備えた事務組織を設置しているか。(「大学院」第35条)

明治大学専門職大学院学則第9条に基づき、必要な事務職員を置いている。専門職大学院事務室には事務長1名、研究科専任の勤務者として4名及び非正規職員2名のほか、事務室に隣接する講師控室に2名、専任教員の研究室がある建物の中の共同研究室に2名を配しており、十分な事務組織を有している。なお注記事項として、専門職大学院としての本研究科が有する教育上の特殊性(高度専門職業人の育成)を鑑みた場合、既存の学部や研究科運営とは大きく異なる点が少なからず存在しており、そうした状況のなかにあつて専門職大学院担当事務にも従来以上の高度性や専門性が求められてきている。本研究科担当事務においては、こうした要請にも的確に対応できるようつねに努力、工夫が図られている。

【根拠・参照資料】

2(1)-24-2 明治大学専門職大学院学則

6-24-1 事務組織規程

6-24-2 事務組織図

学内体制・規程の整備

6-2 公共政策系専門職大学院の教学事項に関する固有の意思決定及び管理運営を行うための組織体制が整備されるとともに、その活動を支える規程が設けられ、運用が適切に行われているか。

明治大学専門職大学院学則第4章の規定により、専門職大学院委員会を置き、専門職大学院長のほか教務主任を配置し、専門職大学院全体の運営に当たっている。また、研究科単位については、教授会員の資格を有する専任教員を構成員として組織された「教授会」を設置し、執行部として議長の研究科長や教務担当の「専攻主任」、専門職大学院委員会の委員としての「専門職大学院委員」を配置し、運営している。教授会が議決すべき事項は専門職大学院学則および明治大学学部教授会規程に基づき定められている。

なお、本研究科においては、前出の教授会構成員に関し、本来の構成員である専任教授職に加え、専任准教授および専任講師にも議決権を有する構成員とすることで、その参加を認めるとともに、教授会における審議および決定の公正化かつ広い観点からの意見の反映に努めている。

【根拠・参照資料】

2(1)-24-2 明治大学専門職大学院学則第13条

6-24-3 明治大学学部教授会規程

関係組織等との連携

6-3 地方自治体、公共的な非営利組織、企業、その他外部機関との連携・協働が適切に実施されているか。また、公共政策系専門職大学院の運営のために、学外から意見を聴取する仕組みが設けられているか。

地方自治体については、本研究科教員が識者として、各種委員会等においてメンバーとなり、地域におけるガバナンスのあり方等について積極的な意見具申を行っている。また、公共的な非営利組織（NPO、NGO、JICA等）、企業、その他外部機関との連携・協働も教員が有識者として個別に関わってきている事例が多い。

本研究科カリキュラムに関連する協働としては、国土交通省都市局との学術教育・研究に係る連携、講義内における外部機関への訪問、ゲスト講師招聘等（2-9参照）がある。

なお、公共政策系専門職大学院の運営のために、定期的に大学基準協会による認証評価を受けること以外に、これまでのところ、外部有識者等からの組織的な意見聴取の仕組みはない。

ただし、英語コースについては、マレーシア政府修了生や同国政府人事院などとの定期協議を11月に実施し、カリキュラム等について意見交換を行っているほか、留学生派遣機関とも定期的な協議を実施している。

【根拠・参照資料】

6-24-4 2013年度兼職一覧（4月分）

6-24-5 国土交通省都市局との覚書

2(2)-24-2 ガバナンス研究科時間割

2(2)-24-1 ガバナンス研究科ゲスト講師招聘運用内規

特色ある取組み

6-4 管理運営に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

事務職員は、多種・多様な社会人学生のニーズに対応するために、職員と学生間のみならず、教職員間のコミュニケーションを密にしながら、円滑な事務業務の運営を図っている。2013年度の学期開始時には、各種制度への理解を深め、窓口サービスの向上を図るために事務職員による研修会を実施した。こうした努力の結果、開設当初にあった社会人学生から事務による対応へのクレームは、近年ではほとんど聞かれなくなった。

今後とも、学生のニーズを的確に把握しきめ細かな対応を行うこととしているが、事務職員の陣容が限られているため一人一人の職員の負担増につながっていることが懸念される。

なお、外国人教員及び外国人留学生に対応するために英語が堪能な職員が複数名配置されている。

【根拠・参照資料】

1-24-3：34頁 ガバナンス研究科ガイドブック

[点検・評価(長所と問題点)]

管理運営は概ね適切に行われている。また、英語が堪能な職員の配置により、英語コースの運営は滞りなく行われている。

ただし、社会人や留学生に対するきめ細かな対応を行う中で、限られた陣容による職員個人への負担増が懸念される場所である。たとえば、土曜日は授業が9時から開始されているが専門職大学院事務室の取扱時間が12時30分から18時までの勤務であるため、授業時間帯と事務組織の勤務時間の間にズレが生じている。その間は事務室に隣接する講師控室にて臨時職員が2名常時待機しており、教員の要望について対応しているのが現状である。

[将来への取組み・まとめ]

事務職員の数が限られている中で、社会人学生および留学生に対するきめ細かな対応を展開してきている。その展開のスムーズな進行のために、職員等の増員を検討していく必要がある。

また、学外からの意見聴取については、「2-(2) 教育方法等 将来への取組み・まとめ」でも述べたように、組織的なFD活動で外部の有識者からの意見を聴取できる仕組みを構築することを検討していく。

7 説明責任

[現状の説明]

自己点検・評価

7-1 自己点検・評価のための仕組み及び組織体制を整備し、適切な評価項目及び方法に基づいた自己点検・評価を、組織的、継続的な取り組みとして実施しているか。(「学教法」第109条)

本学においては、「自己点検・評価報告書」を各学部・大学院で毎年度作成しており、本研究科でも適切な評価項目及び方法に基づいた自己点検・評価を組織的、継続的な取り組みとして実施している。

また、設立当初から学期ごとに学生に対して授業評価アンケートを匿名で実施している。

【根拠・参照資料】

2(2)-24-14 授業評価アンケートのお願い

2(2)-24-15 授業評価アンケート

2(2)-24-16 FD 担当教員への送付文

7-2 自己点検・評価の結果を、学内外に広く公表しているか。(「学教法」第109条)

自己点検・評価のプロセスは教授会構成員に対して公開されているとともに、つねに内部的な公表には透明性を高めるよう努力している。

また、全学的な取り組みとして、毎年度「自己点検・評価報告書」を取りまとめ、発行しており、当該結果および内容については、学内各機関に配布するとともに本学ホームページにて公開をしている。よって現時点における標記に関する各種結果およびデータについては、そのすべてにおいて公開されている。

教学に関する点検および評価については、本研究科が独自で「授業評価アンケート」として実施しており、回収したアンケート結果はFD委員会で公表されるほか、各授業担当教員へフィードバックして翌年以降の教育の改善につなげるよう促している。

【根拠・参照資料】

2(2)-24-14 授業評価アンケートのお願い

2(2)-24-15 授業評価アンケート

2(2)-24-16 FD 担当教員への送付文

- 明治大学ホームページ「自己点検・評価」

<http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/index.html>

情報公開

7-3 公共政策系専門職大学院の教育活動及び組織運営その他の活動の状況について、学生志願者及び一般社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切かつ真摯・誠実に情報公開を行っているか。

学生志願者及び一般社会人向けに、ホームページやガイドブック等により、情報発信・情報公開をしている。また、本研究科での就学を希望する者に対しては、ガイダンスを開催し、研究科概要の説明、教育カリキュラムの説明を実施することにおいて、その公表に努めている。2013年度はシンポジウムと本学のホームカミングデーにあわせて説明会も実施された。

その他、公共政策系専門職大学院の教育活動として、刊行物では、教員の論文を掲載する本研究科紀要「ガバナンス研究」を毎年刊行しているほか、院生・修了生の論文を掲載した「専門職大学院研究論集」、修了生による研究活動として、「ガバナンス政策研究ネットワーク会報」の刊行がなされている。さらに教員を核に置く院生及び修了生による自主的活動として、ガバナンス政策研究ネットワーク、都市政策フォーラム、公共品質マネジメントフォーラムを組織し、勉強会やシンポジウムを開催するなど広く社会に情報を発信している。

【根拠・参照資料】

1-24-3 : 32, 37 頁 ガバナンス研究科ガイドブック

- ガバナンス研究科ホームページ

<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/index.html>

7-24-1 ガバナンス研究

2(3)-24-11 ガバナンス研究科政策ネットワーク会報

特色ある取組み

7-4 自己点検・評価及びそれに基づく改善・向上の取組み、情報公開・説明責任に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

自己点検・評価結果は、その都度教授会において確認し、必要な改善を図ってきた。本報告書で説明している現状の多くは、それらの検討を踏まえ取り組まれた事柄である（例：4つの履修モデルの設定、教員の新規採用、留学生ラウンジの設置、学生生活へのきめ細かい支援、日本人学生と留学生の合同授業等）。

情報公開については、前掲（7-3）の院生及びホームページやガイドブックの他に、年に一度、公共政策に関わるテーマを設定し、修了者で現職の政治家、自治体職員をはじめ、知事、市区町村長、自治体議員、自治体職員、NPO・NGO代表、学者等を招いてシンポジウムを開催しており、高度職業人の学びの場としての成果を発信するとともに、外部参加者に大学院案内（ガバナンス研究科ガイドブック）を配布している。また、教育内容に関心を持つ者に対しては大学院の概要を通して、学費・奨学金・各種支援制度に関わる質問についてはホームページやガイドブックを介して説明されている。

【根拠・参照資料】

1-24-3 ガバナンス研究科ガイドブック

1-24-4 ガバナンス研究科英語ガイドブック

- ガバナンス研究科ホームページ

<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/index.html>

[点検・評価(長所と問題点)]

専門職大学院として開学以降、7-4で述べたような見直しを絶え間なく行ってきた。また情報公開・説明責任に関しても様々な形（ホームページ、シンポジウム、院生・修了生によるネットワークによる発信等）で実施してきた。今後の大きな課題は見当たらないが、これらの取組を充実させていくことが肝要であろう。

[将来への取組み・まとめ]

情報化社会の進展と情報技術の進化の一方で、個人情報や知的財産の観点からもそれら情報そのものの問題性が生じており、対外的な情報管理姿勢が強く問われている。そうした状況に鑑み、今後も、情報公開の重要性と社会的意義を真摯に受け止め、現状の維持にとどまることがないよう、一層の努力と貢献に努めていく必要がある。また今日の情報開示において重要な問題とされる個人情報の取り扱いに関する配慮と、情報技術の多様化に鑑み、これらの諸点において重大な問題が生じることがないように、自他共に新ためてより一層の注意を喚起する必要がある。

終章

この度の点検・評価によって、各項目のレベルⅠの法令遵守に関する事項については、すべての点について基準を遵守することが確認できた。また、レベルⅡの取り組みに関しても、現在の教育研究の質を継続的に維持・向上させていくための体制は整備されていると自負している。

大学基準協会が法令に準じて定める基本項目については、ほぼ全ての点について当初の教育上の目的を達成していると判断される。いくつかの課題について、直ちに問題になる点ではないものの、将来的な改善の取組が必要であることを教職員間で認識できたことは自己点検・評価の成果である。

具体的には、①履修モデルの継続的な見直し（該当箇所「2-(1)教育課程等」、②教員の組織的な研修（同「2-(2)教育方法等」）③授業評価アンケートの回収率向上（同「2-(3)成果等」）、④コミュニティ共創プログラムの異なったアクター間のネットワークの強化（同「2-(3)成果等」、⑤若く優秀な教員の採用（同「3 教員組織」）、⑥給費奨学金の拡大（同「4 入学者選抜」、⑥多種・多様な人材に対するきめ細かな対応（同「5 教育研究環境および学生生活」）、がある。これらの点については、本研究科の目的である「高度な知識と広い視野を備えた職業人（プロフェッショナル）の育成」をより確実かつ効果的なものとするために、今後の改善・向上が必要であり、可能な限り早い時期での改善を実現していきたい。今回の自己点検・評価の機会には、公共政策系専門職大学院としての昨年度の活動を振り返る貴重な機会であった。本研究科は、政治家、公務員、NPO・NGOなどの非営利組織の職員、様々な専門分野で社会貢献するプロフェッショナル等、異なったアクターによるよりガバナンスに資することを念頭におき、高度なプロフェッショナルの育成を行ってきた。今回、改めて認識された改善策を踏まえ、より効果的なガバナンスと社会的課題の解決に貢献し得る人材の育成を行って参りたい。